

特養の入所申し込みについて

H27.4.1、介護保険制度による「入所コーディネートマニュアル」の改正により入所申し込みの方法が変わりました。

申し込みの際に申込書のほかに、以下の書類が必要になります。

① 認定調査票（基本調査）の写し

＜本人・家族より市町村役場から取り寄せていただくこととなります＞

② 介護支援専門員等意見書

③ 直近3ヵ月分のサービス利用票の写し及び同票別表の写し（在宅サービス利用者に限る）

④ 介護保険証の写し

* 申し込み後、要介護度や介護状況等申込書の内容に変更が生じた場合には、再度申込書を提出していただくことになりました。

* 何かご不明な点がございましたら、お尋ねください。

問い合わせ先
社会福祉法人 尚徳会
特別養護老人ホーム はまさかの里
(担当者：奥田)